

令和3年度分助成
年末たすけあい運動助成事業
【一般助成】

募集要項

募集期間

令和2年11月2日(月)～

12月25日(金)17:00

【 期間厳守 】



社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会

はやま住民福祉センター

令和3年度分助成
 年末たすけあい運動助成事業【一般助成】
 募集要項

1. 趣旨

いつまでも、一人の住民として地域で安心してその人らしく暮らし続けていくために、住民主体の福祉活動の重要性が高まっています。本助成事業は、住民（民間）が主体となって行う「たすけあい」の活動の充実を支援することを目的としています。

なお、本助成金は、町民の皆さまからいただく「年末たすけあい募金（12月）」を財源にしています。

2. 募集期間

令和2年11月2日（月）～12月25日（金） 17:00 <期限厳守>

3. 対象団体

- (1) 葉山町社会福祉協議会に登録しているボランティアグループ又は小地域福祉活動推進組織
 - (2) 葉山町に事務所又は施設を置く非営利法人
 - (3) 葉山町を本拠地として活動する非営利団体
- ※ 個人は対象となりません。

4. 対象事業・経費

(1) 対象となる事業

事業		説明
孤立防止の事業	情報バリアフリー	コミュニケーションの支援や困りごとを抱える人に福祉制度や活動の情報を届ける活動
	交通バリアフリー	コミュニティバスの運行や送迎サービス、介助ボランティアの養成や活動など
	人と人の関わりづくり	生活の孤立を解消し予防するために、近隣をはじめ地域の方々とのかかわりを構築するための活動
	就労・就学支援	就労や就学の支援
支えあいの事業	金品による支援	金品による生活支援（助成金は給付する金品には利用できません。）
	家事等支援	ボランティア等による家事支援
介護予防	介護予防支援	介護予防を目的にした活動
ネットワーク	ネットワーク	社会福祉を目的とする活動を行う団体の

	形成	ネットワークづくりを目的とした活動
ニーズ発見	ニーズ発見	SOSを出さない人や出せない人を発見し、孤立防止や支援につなげる活動
福祉教育	福祉教育	社会福祉に関する教育や啓発の事業
当事者活動及び当事者活動支援	当事者活動及び当事者活動支援	生きにくさや生活上の悩みを抱える当事者団体が行う活動や当事者活動を支援する活動

※「人と人の関わりづくり」「介護予防」は、葉山町生きがいミニデイサービス事業・ふれあいいきいきサロン対象外の事業に限ります。

※他から助成を受けている事業は原則対象外ですが、他からの助成と合わせて本助成事業の助成を受けることでより事業効果が期待できる場合はその限りではありません。

(2) 対象となる経費

経費の種類	使途の例
給食食材費	配食サービスの食材費
消耗品費備品費	事務消耗品や備品
保険料	損害保険料
賃借料	リース料、会場使用料など
車両費	自動車のリース料、修理代、ガソリン代、自動車保険料
諸謝金	講師謝礼
旅費交通費	研修や視察の交通費
印刷製本費	報告書など冊子等の作成費
修繕費	機器類（自動車を除く）の修繕費
通信運搬費	電話、郵送、インターネット利用料金
会議費	会議の資料代や茶代
広報費	会報やパンフレットの作成
業務委託費	外部へ役務を委託した場合の委託費（50%以内）
研修費	職員・会員への研修会の開催、研修会への参加費用
人件費	最低賃金を目安としたアルバイト等賃金及び有償支援者の報酬

※家賃、事務所等の光熱水費、他団体への寄付や助成、所属団体への会費、慶弔費、公的制度で賄うべき費用は対象となりません。

(4) 対象事業の実施期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

5. 助成金額

(1) 令和3年度分の助成金の予定総額は200万円です。総額の範囲内で助成先と助成金額を決定します。

- (2) 1 団体における一般助成限度額は、総事業費の 70%以内で、年間 40,001 円以上 40 万円以内です。

6. 審査基準

- (1) 地域における住民や民間が取り組む「助け合い」の事業であること。
- (2) 住民ニーズや地域課題に基づく事業であり、実施方法が適切であること。
- (3) 計画性があり、事業の実施見込みが確実で、効果が期待できること。
- (4) 本助成金の趣旨に則り、本助成金による支援の必要性が明確であり、助成金の使途が適切であること。
- (5) 申請者が社会福祉法人等の場合、公的制度内の給付費、委託金、助成金、補助金等により賄われるべき経費でないこと。
- (6) 助成終了後も自主的に継続、発展させ、地域に根付いた活動としていくことができる事業であること。
- (7) 助成金終了後も継続的・安定的な事業運営に耐えうる収入確保など、経営の見通しが立つこと。
- (8) 葉山町内において先駆性がある事業を優先します。

7. 申請方法

申請書類一式を葉山町社会福祉協議会はやま住民福祉センターへ持参してください。

<提出書類一覧>

- (1) 「年末たすけあい運動助成事業申請書（第1号様式）」一式
- (2) 「暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）」
- (3) 「役員等名簿（第2号様式）」
- (4) 法人格のない団体の場合は「会則」
- (5) 複数年度（連続で3年以内）を一連の事業として申請する場合は「一般助成計画書（第3号様式）」

※申請される団体には、申請（提出）書類一式を郵送または E-mail でお送りしますので、本会事務局までお問い合わせください。

※申請（提出）書類一式のデータ（全て Word）を希望される場合も、同様にお問い合わせください。

※収支予算の記載について

各経費の申請額は、1,000 円単位とし、1,000 円未満の金額は切り捨てて本助成金以外で賄ってください。

※指定の募集期限を越えた申請や申請書類の記載内容等に不備がある場合は受け付けることができませんので、余裕をもった申請をお願いします。

8. 申請後の流れ

(1) ヒアリング

申請団体に社協職員が事前にヒアリングを行います。

(2) 一次審査（書類審査）

ご提出いただいた申請書類をもとに書類審査を実施し、令和3年1月中旬に合否を通知します。

(3) 二次審査（公開プレゼンテーション審査）】

令和3年1月29日（金）【時間未定】

一次審査（書類審査）を通過した団体は、公開プレゼンテーション方式による二次審査会に出席し、審査員に対して申請事業の内容等についてプレゼンテーション（説明）をしていただきます。その後、年末たすけあい運動財源活用委員会による審査を経て、令和3年2月中に助成の最終合否を通知します。

※二次審査会の詳細は、一次審査の合否通知の際にご案内します。

※助成が決定した場合でも、助成申請額から減額されることがありますので、予めご了承ください。

(4) 実績報告

本助成を受けて実施した事業の実績について、令和4年4月30日までに事業報告・収支決算報告に関する必要書類等を提出していただきます。

(5) 報告会

令和4年6月頃に実施する報告会にて、本助成を受けて実施した事業の実績等について年末たすけあい運動財源活用委員会に報告していただきます。

【 問い合わせ・申請書類の提出先 】

社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会 はやま住民福祉センター
住所：〒240 - 0112 葉山町堀内 2,220 葉山町福祉文化会館内
電話：046-875-9889 FAX：046-876-1873
E-mail：shakyo@hayamashakyo.com

年末たすけあい運動助成事業対象事業一覧

別表1 (第2条関係)

事業内容		助成上限額	説明	申請締切
孤立防止の事業	情報バリアフリー	<p>「小規模助成」は、総事業費の70%又は40,000円のいずれか低い方の額</p>	コミュニケーションの支援や困りごとを抱える人に福祉制度や活動の情報を届ける活動	<p><小規模助成> おおむね当該年度4月末頃</p> <p><一般助成> 令和2年 12月25日(金)</p>
	交通バリアフリー		コミュニティバスの運行や送迎サービス、介助ボランティアの養成や活動など	
	人と人の関わりづくり		生活の孤立を解消し予防するために、近隣をはじめ地域の方々とのかかわりを構築するための活動。 (葉山町生きがいミニデイサービス事業・ふれあいいきいきサロン対象外の事業に限る)	
	就労・就学支援		就労や就学の支援	
支えあいの事業	金品による支援	<p>「一般助成」は、40,001円以上で総事業費の70%又は400,000円のいずれか低い方の額</p>	金品による生活支援	
	家事等支援		ボランティア等による家事支援	
介護予防	介護予防支援		介護予防を目的にした活動 (葉山町生きがいミニデイサービス事業・ふれあいいきいきサロン対象外の事業に限る)	
ネットワーク	ネットワーク形成		社会福祉を目的とする活動を行う団体のネットワークづくりを目的とした活動	
ニーズ発見	ニーズ発見		SOSを出さない人や出せない人を発見し孤立防止や支援につなげる活動	
福祉教育	福祉教育		社会福祉に関する教育や啓発の事業	
当事者活動及び当事者活動支援	当事者活動及び当事者活動支援		生きにくさや生活上の悩みを抱える当事者団体が行う活動や当事者活動を支援する活動	
災害ボランティアセンター助成	100,000円		社協と連携して災害ボランティアセンターの設置運営及び平常時に実施する活動	おおむね当該年度の4月末頃

事業内容		上限額	説明	申請締切
小地域支えあい 助成	ケース検討会	12,000 円	1 回 1,000 円以内	当該年度内随時
	通信運搬費	70,000 円	団体が所有する電話機インターネット等の通信費に限る。	
	I T機器・耐久品 購入費	200,000 円	キャビネットや I T機器購入費用。初回の申請年度から起算して 5 年間の合計額（6 年目から 5 年間新たに 20 万円の申請が可能、以下同じ）	
	消耗品費	10,000 円	ネームプレート、ケースファイルなど	
	保険料	15,000 円	ボランティア保険など	
	会議費	5,000 円	企画会議などの資料・茶代（本事業に関係する会議に限る。）	
	広報費	10,000 円	チラシやリーフレット等の作成費	
	研修費	30,000 円	コーディネーターを対象とした研修会や有償・無償の担い手を対象とした研修会、連絡会、交流会	